

保健所だより

(平成 30 年 3 月号)

発行 岩手県一関保健所

電話 0191-26-1415

一関保健所からのお知らせを地域の方にお届けするため、「保健所だより」を発行しています。ご家族でご覧いただいたり、ご近所の集まりなどでお伝えいただくなどご活用ください。

3月はいのちを守る取組強化月間です

国では、自殺者の多い3月を自殺対策強化月間と定め、様々な悩みや問題を抱えた人に支援が届くように、自殺対策を強化しています。

◎一関地域「こころの安全週間」(3月10日~16日)について

一関地域では、自殺対策に重点的に取り組むため、毎年3月10日から16日までの1週間を、一関地域「こころの安全週間」と定めています。

「いのちとこころを共に支えあう地域づくり」ができるよう、[オリジナルポスター](#)を作成して、保健所、一関市、平泉町、関係機関および民間団体等が中心となり、自殺を防ぐための呼びかけを行うなどの取組をしています。

相談したいことがある方は、当所または次の電話番号にご連絡ください。

◎こころの電話相談(こころや身体の不調などの相談)

019-662-6955 9時から12時まで(祝祭日、年末年始を除く)

◎24時間子供SOSダイヤル(いじめなどの相談)

0120-0-78310(なやみ言おう) 365日24時間対応

◎よりそいホットライン(暮らしの中で困っていることの相談)

0120-276-276 365日24時間対応

■参考:厚生労働省ホームページ 自殺対策強化月間について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130908.html>



自殺対策ロゴマーク

【問い合わせ先】保健課

無許可の廃品回収業者にご用心!

春は、卒業や入学、あるいは転勤等で、新たな生活が始まる季節であり、たくさんのごみが家庭から出る季節でもあります。

家庭で不要となったパソコン類、テレビ、冷蔵庫、洗濯機またはタイヤ等を処分しようとするときは、**一般廃棄物処理業**の許可のない業者に頼むことはできません。

許可がない廃品回収業者に依頼したら、無料引取と説明しておきながら、積み込んでから処理費用を様々な名目で請求されるというトラブルが全国でおきており、中には10万円以上の費用を請求されたという例があります。

使わなくなったエアコン、冷蔵庫、テレビまたは洗濯機などの引取は家電製品の販売店に、タイヤその他の生活ごみの処分は、一関地区広域行政組合に相談してください。

また、一関地区広域行政組合は、不要となったノートパソコンや電話機、携帯電話などの小型の家庭電化製品を回収し、その中に含まれる金や銀などの貴重な金属を再利用する取組を進めています。一関市役所と各支所、一関市内の市民センター、平泉町役場等の公共施設に設置している「小型家電回収ボックス」に、不要となった小型の家電製品を入れて、限りある資源の有効活用にご協力ください。

なお、ごみの分け方は、一関地区広域行政組合が各戸に配布したチラシ「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

■参考:環境省ホームページ 廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/ga.html>

【問い合わせ先】環境衛生課



成年後見人制度を紹介します

◎成年後見人制度とは？

精神障害や知的障害または認知症などにより、現金または預貯金などの財産管理や、施設に入るための手続きをひとりですることが難しい方がいます。成年後見制度は、このような方を支援するための制度です。

ここでは法定後見制度について紹介します。

法定後見制度は、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が入院や施設入所のための契約を交わすなどの法律行為をするときに同意を与えたり、本人が後見人の同意を得ないでした不利益な法律行為を、後から後見人が取り消したりすることにより、本人を支援します。

制度の内容は、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分かれており、本人の判断する力の程度などの事情に応じて、使う制度を選べるようになっています。

◎成年後見人とは？

本人にどのような支援が必要かなど、お一人おひとりの事情に応じて、家庭裁判所が選ぶのが成年後見人です。本人の親族以外にも、法律や福祉の専門家など親族以外の方が成年後見人に選ばれる場合がありますし、成年後見人は複数選ぶこともできます。

手続方法は、盛岡地方法務局一関支局（0191-23-4149）または盛岡家庭裁判所一関支部（0191-23-4148）にお問い合わせください。

■参考：法務省ホームページ 成年後見人制度について

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>

【問い合わせ先】管理福祉課

一関保健所相談窓口のご紹介

	事業内容	相談日・検診日	担当課
医療相談	医療に関する相談窓口を設置しています。相談内容について関係機関と連携して対応します。	8時30分から17時まで (祝祭日、年末年始を除く)	管理福祉課 (26-1415)
福祉相談	配偶者暴力(DV)相談、ひとり親世帯及び寡婦世帯からの相談、ろうあ者・盲ろう者の相談・手話通訳、ひとにやさしい駐車場利用証交付を行っています。	8時30分から16時まで (祝祭日、年末年始を除く)	管理福祉課 (26-1415)
女性健康相談	妊娠や不妊などの婦人科関係の相談、女性の健康についての相談に応じます。	9時から17時まで (祝祭日、年末年始を除く)	保健課 (26-1415)
こころの健康相談	こころの問題について、専門の医師が相談に応じます。偶数月は一関合同庁舎で、奇数月は千厩合同庁舎で行います。	原則第1木曜日の13時30分から	保健課 (26-1415)
HIV抗体検査、クラミジア病原体検査、B型・C型肝炎ウイルス検査、HTLV-1抗体検査、梅毒検査	HIV抗体検査は即日検査で行います。採血後、約1時間後に結果をお知らせします。また、クラミジア病原体検査、B型・C型肝炎ウイルス検査またはHTLV-1抗体検査は、概ね2週間後に結果をお知らせします。予約が必要ですので、事前にお電話ください。	原則第2火曜日の10時30分から11時50分まで	保健課 (26-1415)
骨髄バンクの登録	骨髄バンクに関する相談を実施しています。希望により、骨髄ドナー登録を受け付けています。	原則第2火曜日の9時から9時30分まで	保健課 (26-1415)
食品営業相談	飲食店など営業許可の相談を受け付けています。事前にお電話でご連絡ください。	毎週水・金曜日の9時から16時30分まで	環境衛生課 (26-1412)
飼犬、飼猫の相談	犬や猫について動物愛護の相談を受け付けています。飼い主の方、これから飼い主になろうとする方からの相談、問い合わせにお答えします。	9時30分から17時まで (祝祭日、年末年始を除く)	環境衛生課 (26-1412)

■ 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター・一関保健所

住所：〒021-8503 一関市竹山町7-5

電話：0191-26-1415 FAX：0191-26-3565

ホームページアドレス：http://www.pref.iwate.jp/kennan/ichi_hoken/index.html

